

新型コロナウイルス感染症に関する緊急措置見舞金補償特約

(総合事業者保険 2022年6月1日改定 2022年9月1日以降始期契約用)

この特約は、食中毒・特定感染症利益補償特約（以下「食中毒・特定感染症特約」といいます。）が付帯された保険契約に適用され、営業損失・経済損害補償グループに属するものとします。

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
え	営業	営業収益の計上が可能な被保険者の業務をいいます。
	営業収益	「売上高」によって定める営業上の収益をいいます。
き	記名被保険者	保険証券に記名被保険者として記載された者をいいます。
	行政機関による施設の消毒命令等	施設が、指定感染症（注1）または新型コロナウイルス感染症の原因となる病原体に汚染された場合（注2）に、保健所その他の行政機関が、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定に基づく消毒その他の措置の命令または同措置の指示等を行うことをいいます。 (注1) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条（定義等）第8項に規定する感染症をいいます。 (注2) 汚染の疑いがある場合を含みます。
け	継続契約	食中毒・特定感染症特約が付帯された保険契約の保険期間の終了日（注）を保険期間の開始日とする食中毒・特定感染症特約が付帯された保険契約をいいます。 (注) その食中毒・特定感染症特約が付帯された保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。
し	施設	被保険者の営業のための施設をいいます。
	新型コロナウイルス感染症	令和3年2月13日施行の改正「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条（定義等）第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症のうち、同項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいいます。
ほ	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

<法令>

この特約における法令は、次のとおりとします。

	法令（法令番号）
か	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

第1条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、日本国内において発生した行政機関による施設の消毒命令等をいいます。

第2条（被保険者の範囲）

この特約において被保険者とは、記名被保険者をいいます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、保険事故により、経済的負担が生じる被保険者に対して、緊急措置見舞金を支払います。

第4条（保険期間と保険の対象となる事故の関係）

当会社は、保険事故が保険期間中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

第5条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、直接であると間接であると問わず、次の事由によって生じた事故に伴い、被保険者に生じる経済的負担に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者（注）の故意または重大な過失
- ② 被保険者の故意または重大な過失による法令違反
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動または労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為もしくは秩序の混乱
- ④ 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ⑤ ③または④の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ 齧迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為
- ⑦ 事故を伴わない休業および行政機関からの要請等による営業自粛

(2) 当会社は、この保険契約の保険期間開始日の翌日から起算して14日以内に発生した事故に伴い、被保険者に生じる経済的負担に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約が継続契約である場合を除きます。

(3) 当会社は、保険契約者または被保険者の役員もしくは従業員のいずれかが、この保険契約の締結時点において既に知り得ていた、または知り得ていたと合理的に推定できる事故の発生またはそのおそれについて、被保険者に生じる経済的負担に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約が継続契約である場合を除きます。

（注）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。

第6条（保険金の支払額および保険金額）

- (1) 当会社が支払うべき緊急措置見舞金の額は、1施設あたり1事故につき10万円とします。
- (2) この特約において、複数の施設は、事業所ごとに1施設とみなします。
- (3) 保険期間中1施設につき、複数回の事故が発生しても、当会社は、同一の施設について2回目以降の事故に対しては保険金を支払いません。
- (4) 当会社が支払うべき緊急措置見舞金の額は、保険期間中30万円を限度とします。なお、当会社が緊急措置見舞金を支払うことによって、この特約以外の特約に定める保険金額または支払限度額を費消させることはできません。

第7条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、事故発生の日時、施設、事故の状況を、遅滞なく、当会社に書面で通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項の義務に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（保険金の請求）

- (1) この特約に係る当会社に対する保険金請求権は、事故が発生し、かつ施設の消毒、隔離その他の措置が行われたまたはその措置を行う日時が確定した時から、これ行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は次の①から③の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 行政機関による施設の消毒命令等があったことを示す書面または文面
 - ③ その他当会社が必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として当会社が求めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めことがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく次のいずれかに該当する行為を行った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① (3)の規定に違反した場合
 - ② (2)または(3)の書類に事実と異なる記載をした場合
 - ③ (2)または(3)の書類もしくは証拠を偽造または変造した場合

第9条（普通約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、総合事業者保険普通保険約款および食中毒・特定感染症特約の規定を適用します。